

はじめに

愛知県では、22万人の外国人が暮らし、地域を支える大きな力となっている一方で、在住外国人の定住化が進み、抱える問題も教育、労働、医療、社会保障など多様になり、複雑化しています。

こうした中、従来の多言語による情報提供にとどまらず、相談者本人だけでなく関係する第三者などにも働きかけ、継続的に支援を行う「多文化ソーシャルワーカー」の必要性が高まっています。

このため、愛知県は、国籍や民族などのちがいにかかわらず、すべての県民が安心して暮らせ、その能力を十分発揮して活躍することができる多文化共生社会づくりを推進するため、財団法人愛知県国際交流協会に委託して全国に先駆けて「多文化ソーシャルワーカー」の養成・活用事業を実践してまいりました。

このガイドブックは、愛知県が取り組む「多文化ソーシャルワーカー」の養成・活用事業について取りまとめたものであり、外国人支援に携わる方々や県内の市町村、NPOなど関係機関において、多文化ソーシャルワーカーへの理解の向上と普及の一助となれば幸いです。

平成22年2月

愛知県地域振興部国際課
多文化共生推進室

「多文化ソーシャルワーカーガイドブック」の発行に寄せて

日本に在住する外国人の滞在の長期化、定住化にともない、地域で生活する外国人の問題は、多様化してきている。南米からの移住労働者の家族では、学校適応困難、不就学、非行、親子のコミュニケーションギャップ等の問題が起きている。アジア人女性と日本人男性の国際結婚が増える中で、育児不安を抱える外国人の母親のケースや、より深刻なものとしては、ドメスティック・バイオレンスや国際離婚のケースも増加している。これらの複雑化・多様化・深刻化した家族や生活の問題は、日本語教育支援や単発の生活情報提供で対応できるものではない。継続的なより専門的支援の知識や方法が、求められる性質のものである。

このような状況の中、外国人の多様な文化的・社会的背景を踏まえて、「ソーシャルワークの専門性」を生かして、相談から解決まで継続して支援を行う「多文化ソーシャルワーカー」の必要性が、指摘されるようになってきている。しかし、アメリカやカナダのような多民族・多文化社会では、移民や難民、先住民などの支援を行う上で、「多文化ソーシャルワーカー」が幅広く活躍しているのに対し、日本では、異なる文化的背景を持つ人たちに対する専門的な支援者を育成することは殆ど取り組まれてこなかった。

愛知県では、平成18年度より都道府県レベル初の試みとして、「多文化ソーシャルワーカー養成講座」を立ち上げ、現在までに50名余りの修了生を輩出している。また、そのうちの3名が愛知県の「多文化ソーシャルワーカー」として活躍している。この「多文化ソーシャルワーカー」の活動については、ガイドブックの中に支援方法や具体的な事例を示して解説してあるので、ぜひ参考にさせていただきたい。いかに、外国人の抱える問題が多様化しているか、それを解決していくためには、道筋のある支援方法が求められるかがご理解いただけるのではないかと思います。

「多文化ソーシャルワーカー」の仕事は、「多文化ソーシャルワーカー」と相談に来た外国人の間だけで完結するものではない。問題を解決していくためには、さまざまな連携機関と協力して支援を進めていく必要がある。このガイドブックが、「多文化ソーシャルワーカー」の業務の理解を促し、よりよい連携のきっかけとなり、愛知県におけるさらなる「多文化ソーシャルワーカー」の活動の発展が望まれる。

平成22年2月

日本福祉大学社会福祉学部教授
石河 久美子

1 多文化ソーシャルワーカーとは

(1) 多文化ソーシャルワーカーが必要とされる背景

1990（平成2）年の入管法の改正施行により就労を目的とした南米出身の日系ブラジル人が急増するとともに、当地域の国際化の進展に伴い国際結婚も増加傾向にある。

これらの外国人が日本を「働き、生活していく場所」として選択することにより定住化・永住化の傾向が高まった結果、教育や労働、社会保障など、様々な問題が顕在化してきた。

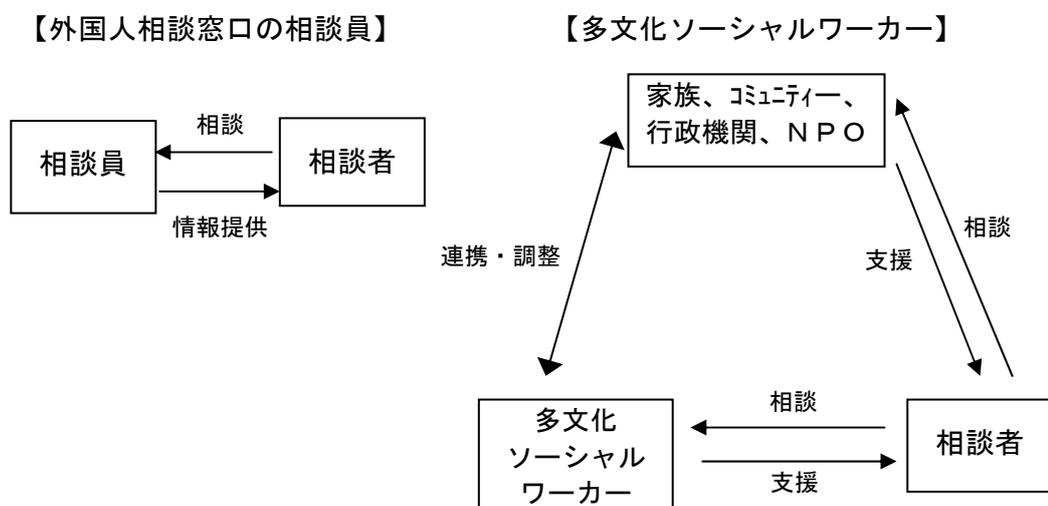
これらの問題に対して、外国人の中には、日本語や日本の社会制度などが分からない人も多く、外国人相談窓口における情報提供のみでは問題解決に十分な機能を果たせず、幅広い問題に対応できる専門的支援体制が必要になった。

(2) 多文化ソーシャルワーカーの定義

多文化ソーシャルワーカーとは、外国人が自国の文化と異なる環境で生活することにより生じる心理的・社会的問題に対して、ソーシャルワークの専門性を生かし、相談から解決まで継続して支援する人材のことを言う。

(3) 外国人相談窓口の相談員との違い

外国人相談窓口の相談員は、相談者本人が問題解決を図れるよう情報提供を行うのに対して、多文化ソーシャルワーカーは、専門知識や技術を活用し、相談者本人だけでなく、その人を取り巻く家族、コミュニティ、行政機関などにも働きかけ、適切な制度やサービスが利用できるよう個別支援を行う。



2 愛知県における多文化ソーシャルワーカーの普及・支援活動について

(1) 愛知県が目指す多文化ソーシャルワーカーの普及

外国人が多い市町村を中心に相談・情報提供と個別支援が一体的に実施できる体制整備を推進するため、市町村に対して多文化ソーシャルワーカーの配置を働きかけるとともに、2006（平成 18）年度から多文化ソーシャルワーカーを養成するための講座を開催し、2012（平成 24）年度までに 100 名程度を養成することを目標にしている。

また、講座修了者を活用した多文化ソーシャルワーカーによる個別支援を 2007（平成 19）年度から実施し、ノウハウを蓄積するとともに、講座修了者との連携を図りながら多文化ソーシャルワーカーの必要性を広く PR している。

なお、多文化ソーシャルワーカーの普及・支援活動については、外国人支援にノウハウを有する（財）愛知県国際交流協会に業務を委託し実施している。

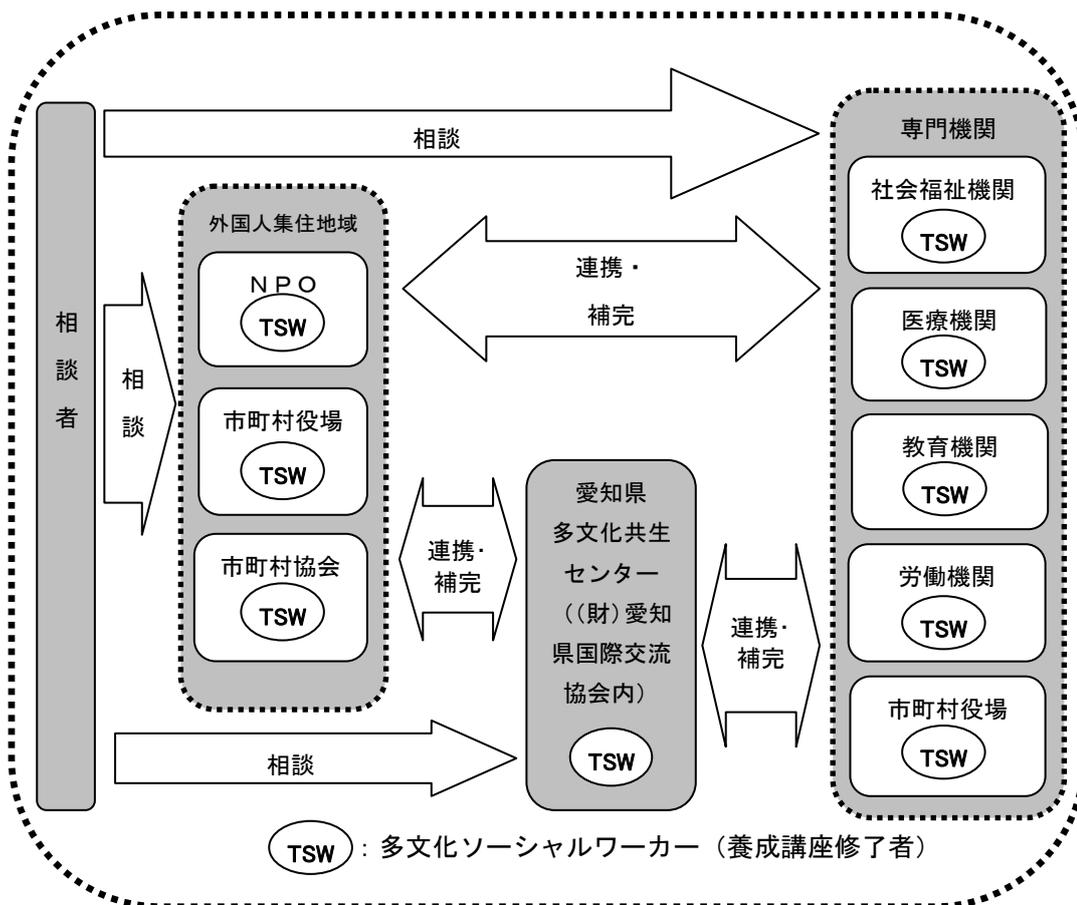
<普及の流れ>

| | 2007 年 平成 19 年 | 2008 年 平成 20 年 | 2009 年 平成 21 年 | 2010 年 平成 22 年 | 2011 年 平成 23 年 | 2012 年 平成 24 年 |
|-----|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 愛知県 | 県多文化ソーシャルワーカーによる個別支援、 外国人集住市町村への働きかけ | | | | | |
| | 市町村多文化ソーシャルワーカーとの連携 | | | | | |
| 市町村 | 市町村多文化ソーシャルワーカーによる個別支援 | | | | | |

(2) 様々な機関で活動する養成講座修了者が連携した多文化ソーシャルワーク

国際交流協会やNPOのほか、福祉施設、病院、学校など様々な機関で多文化ソーシャルワーカー養成講座修了者が相互に連携、補完して外国人支援を行っている。

【愛知県内における多文化ソーシャルワーカーネットワーク現状図】



(3) 愛知県の多文化ソーシャルワーカーによる支援体制

年間 3,200 件の外国人県民等からの相談に対応している愛知県多文化共生センター相談・情報カウンターと連携しながら効果的な個別支援ができるように、同センター内に活動拠点を設置している。

(2009 (平成 21) 年度の支援体制は以下のとおり)

ア 多文化ソーシャルワーカーの配置数

多文化ソーシャルワーカー養成講座修了者から 3 名を選考し、個別支援等の業務を委託している。

イ 対応時間

月曜日～金曜日 10:00～18:00

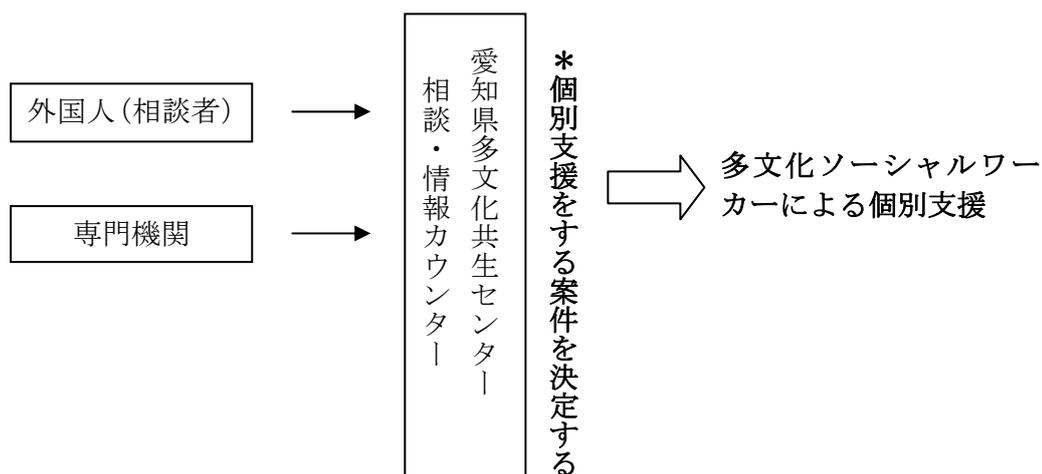
ウ 対応言語

ポルトガル語、スペイン語、中国語及び英語

エ 相談・情報カウンターとの連携

外国人県民からの相談・情報カウンターへの相談の中から、多文化ソーシャルワーカーによる個別支援が必要と判断されたものについて、相談者の同意のもと多文化ソーシャルワーカーへ引き継いでいる。

<相談から個別支援まで>



(4) 愛知県の多文化ソーシャルワーカーの支援基準

多文化ソーシャルワーカーは、下記の個別支援基準に基づいて活動している。

<個別支援基準>

社会的弱者の福祉的利益に供するもので、
「情報提供のみでは相談者自身や他の支援組織による解決が困難であり、多文化の視点からの専門的な知識や技術を要するソーシャルワーカーによる支援が必要と判断される場合」



《具体的には》

生活困窮者、不就学児童を抱えた親など社会的弱者の立場にある外国人で、日本人であれば相談・救済機関に容易にアクセスできるにもかかわらず、言葉の壁や日本の社会制度への知識不足などにより公的支援にたどりつけない者を支援する。

《支援しないもの》

- ① 民事上の争いに関するもの
- ② 営利目的なもの
- ③ 職員に危険を及ぼすもの

(5) 愛知県の多文化ソーシャルワーカーによる支援方法

多文化ソーシャルワーカーが相談者を支援する際の基本的なフローは、インタビューから終結までの6段階に分けられる。

1 インテーク（初回面接）：相談者の抱える問題と主訴を把握する。
聴取した内容は、すべて記録する。



2 情報収集：効果的な支援を行うために、基礎的な情報を収集する。
相談者及び家族、友人、関係機関などを通じ、相談者本人の情報や状況及び利用できそうな関係機関（各専門機関、NGOなど）や制度について情報収集する。



3 アセスメント：情報収集の結果を基に、支援開始にあたって、事前評価を行う。
相談者の行動能力を見立て、相談者の訴えだけでなく、収集した情報も併せて、問題の状況を明確化する。



4 プランニング：アセスメントに基づき、支援計画書を作成する。
緊急性の有無を考慮し、問題に優先順位をつけ、援助の方向性を決定する。
※支援計画書（資料1）、ケース報告書（資料2）に記入する。



5 支援：問題解決に向けて支援を実施する。
相談者の感情を受け止め、相談者が自ら問題に取り組んでいくことができるように支える。
相談者のニーズに合った情報を提供する。
相談者の状況を踏まえて、市町村役場や専門機関で相談者が福祉制度等を利用できるように連携、調整を行う他、NGOや地域団体の紹介をする。



6 終結：相談者への支援を終える。
相談者が福祉制度や地域の関係機関を利用し、自身で問題に対応できるようになった場合、問題が解決した場合、相談者が支援を希望しない場合等は、支援を終了する。
※支援が終了した時点で、支援計画書（資料1）、ケース報告書（資料2）に支援経過とその評価を記載する。

(6) 愛知県の多文化ソーシャルワーカーによる支援事例

多文化ソーシャルワーカーによる典型的な支援事例を三例紹介する。
なお、名前はすべて仮名であり、個人が特定できないように事例の内容の一部を変更している。

事例1 解雇され仕事と住居を同時に失ったブラジル人

1 相談者の概要

名前：パウロ／国籍：ブラジル／性別：男性／年齢：42歳／住所：A市在住／
在留資格：永住者／家族構成：単身／日本語能力：会話が可能

2 相談者の状況

- ・ 派遣会社から契約を打ち切られ、会社の借り上げアパートから退去をした。
- ・ 野宿をしながら仕事を探していたが見つからず、所持金が底をつき、食事もできない日が続いた。
- ・ A市役所へ生活保護の相談に行ったが、事情をうまく説明できず、多文化ソーシャルワーカーに支援を依頼した。

3 多文化ソーシャルワーカーによる支援内容

(1) 具体的な対応

| 支援内容 | 具体的な対応 |
|------------|---|
| 住居の確保 | 住居の確保として、宗教関連の施設に入所を依頼し、入所した。ハローワークの住宅支援事業・失業者向け県営住宅を情報提供し、パウロが申し込んで、入居が決定した。 |
| 食糧の確保 | カトリック教会の物資支援を利用し、当面の食糧を確保した。 |
| 生活費の確保 | A市とパウロの間で理解が食い違っていたが、多文化ソーシャルワーカーがA市に状況を説明し、生活保護を申請し受理された。 |
| 就労に関する情報提供 | 労働局の緊急雇用相談会の情報などを提供したが、ハローワークでパウロ自身が新しい就職先を見つけて就労した。 |

(2) 支援終了時の相談者の状況

就職が決まり、県営住宅に入居決定した。問題解決したため支援終了とした。

(3) 支援過程での多文化ソーシャルワーカーの役割

- ・ 2008（平成20）年末からの経済危機の際に、緊急の失業者向け支援施策、民間による支援活動等が行われた。そうした情報を収集し、整理して提供した。
- ・ パウロには、ハローワークや市役所へ相談に行く意志や能力があるため、思ったように事が進まない時の不安や怒りを十分に理解し支えながら、問合せ方法などを助言した。
- ・ パウロに日本語能力はあっても、関係機関の窓口からの説明に対する理解のずれやパウロ自身の説明不足があり、間に入り、連絡調整をした。
- ・ 日本における各機関の支援可能な範囲や相談の仕組みについて理解を促した。

事例2 公立中学校への編入学支援

1 相談者の概要

名前：ミチコ／国籍：ブラジル／性別：女性／年齢：39歳／

住所：C市在住／在留資格：定住者／

家族構成：長男(15歳)、長女(3歳)、夫(41歳、別居)／

日本語能力：ほとんどできない

2 相談者の状況

- ・ ミチコは、長男が小学6年生のころ、離婚を前提として家を出た。
- ・ 長男が公立中学校で学習についていけず、欠席しがちになった。夫は中学校の費用が惜しくなり、中学3年の途中で長男を退学させた。その後、B市に住んでいた夫が解雇されたため、長男は、ミチコのもとへ転居した。
- ・ 転居前に長男を支援していた団体より、支援依頼を受けた。

3 多文化ソーシャルワーカーによる支援

(1) 具体的な対応

| 支援内容 | 具体的な対応 |
|-----------------------|--|
| 公立中学校編入学補助等 | 長男の入学と下学年編入の検討を、中学校に同行して依頼した。また、就学援助の申請を補助した。その他、夜間中学校、中卒認定試験など他の学習機会について情報の収集、提供、申込補助、見学同行などを行った。 |
| 入学後の継続的支援が可能な団体への支援依頼 | ミチコに近隣の外国人学習支援団体を紹介し、長男に同行した。 |
| 就労支援情報の継続的な提供 | 支援中にミチコも失業したため、福祉制度の利用も視野に入れながら、就労支援情報を提供した。 |

(2) 支援終了時の相談者の状況

ミチコは、失業手当を受け、就労準備研修を受けながら仕事を探し始めた。

長男は、支援団体によるサポートを受け、中学校や地域での人間関係を築き始めた。

(3) 支援過程での多文化ソーシャルワーカーの役割

- ・ 面接を通じて過去の経緯を聞き、長男の不安を理解し支えながら、進路に関する情報提供を行い、意思決定を促した。また、保護者や学校にその意思を代弁した。
- ・ ミチコに、日本とブラジルの教育制度の違いや、学歴が就労に影響することを説明し、長男の編入学への理解を促した。
- ・ 長男が安定して通学するには、学習面でも精神面でも、学校内外のサポートが欠かせないと考え、学校のほか、外国人児童生徒の学習を支援しているNPO団体にも、継続的に見守ってもらえるよう支援を依頼した。

事例3 ドメスティック・バイオレンス被害を受け、経済的に困窮したフィリピン人女性の事例

1 相談者の概要

名前：マリア／国籍：フィリピン／性別：女性／年齢：33歳／
 住所：C市在住／在留資格：日本人の配偶者等／
 家族構成：夫（45歳、日本人）、長女（3歳）、義母／
 日本語能力：会話が可能

2 相談者の状況

- ・ フィリピンで日本人の男性と結婚し、来日した。夫が生活費を渡さなくなり、身体的な暴力を受けるようになった。夫との生活に耐えられなくなり、長女を連れて家を出た。
- ・ B市友人宅に居候したマリアと長女であったが、落ち着いて生活ができない。そのため、マリアはB市役所に相談した。その結果、市職員が多文化ソーシャルワーカーに支援を依頼してきた。

3 多文化ソーシャルワーカーによる支援

(1) 具体的な対応

| 支援内容 | 具体的な対応 |
|--------------------|---|
| マリアの居場所の確保 | マリアの意向により、多文化ソーシャルワーカーからNGO団体へ依頼して、団体の関連施設に一旦収容させた。その後、マリアの同意を得て、B市職員から県女性相談センターに依頼し、一時保護制度を利用して、母子生活支援施設へ入所をさせた。 |
| マリアと長女へのメンタルケア | マリアについては、多文化ソーシャルワーカーが対応し、長女については、B市職員から県児童相談センターに相談した。 |
| 離婚手続きと在留資格に関する情報提供 | 母子生活支援施設職員からは離婚手続き、多文化ソーシャルワーカーからは離婚後の在留資格に関する情報を提供した。 |

(2) 支援終了時の相談者の状況

母子生活支援施設職員の支援により、夫との離婚が成立した。現在は、生活保護を受けながら住居と仕事を探し、退所後の自立を目指している。

(3) 支援過程での多文化ソーシャルワーカーの役割

- ・ 他機関の支援者に、フィリピンと日本の貨幣価値の差やフィリピンの失業率の高さなどを具体的に説明し、マリアが帰国を望まない事情に理解を促した。
- ・ NGO団体と連携し、宗教関連の施設に一時収容という緊急対応が可能になった。

(7) 連携機関及び連携内容

多文化ソーシャルワーカーが連携した主な機関と連携内容は以下のとおりである。

| 種別 | 連携機関名 | 連携した内容 |
|-----------------|---------------------|---|
| 社会 福祉 機関 | 県女性相談センター | ドメスティック・バイオレンス、離婚 |
| | 名古屋市配偶者暴力防止センター | ドメスティック・バイオレンス、離婚 |
| | ウィルあいち | ドメスティック・バイオレンス、離婚 |
| | 母子生活支援施設 | ドメスティック・バイオレンス、離婚、母子福祉 |
| | 県児童相談センター | 虐待、養子縁組 |
| | 年金事務所 (旧社会保険事務所) | 社会保険、年金 |
| 医療・ 保健 機関 | 病院 | 医療 |
| | 保健所 | 母子保健、医療、障がい者支援 |
| | 保健センター | 母子保健、医療、精神衛生 |
| 教育 機関 | 小中学校 | 不就学、不適応、言語、学費 |
| | 高等学校・その他学校 | 不適応、言語、学費 |
| 労働 機関 | 労働基準監督署 | 労働条件・雇用のトラブル、労働災害 |
| | ハローワーク | 求職活動 |
| | 日系人雇用サービスセンター | 求職活動 |
| 市町村 | 市町村役場 (教育委員会含む) | 生活困窮、ドメスティック・バイオレンス、母子家庭、障がい者支援、介護、子育て、外国人登録、学費 |
| その他 | 大使館、領事館 | 結婚、離婚、出生、帰国 |
| | 法務局 | 国籍取得 |
| | 入国管理局 | 在留資格 |
| | 愛知県住宅供給公社 | 住居 |
| | 市町村国際交流協会 | 外国人支援全般、通訳派遣 |
| | 行政書士会、弁護士会 | 在留資格、外国人登録 |
| | 外国人自助組織 | 食糧支援、手続き補助 |
| | 教会組織 | 住居、食糧支援 |
| NPO | 通訳派遣、外国人支援全般 | |

(8) 2008（平成 20）年度多文化ソーシャルワーカーによる支援の実績

- ・ 2008（平成 20）年度の個別支援は 66 人、132 件のケースに対応した。
- ・ 全体的には、相談者がほとんど日本語を理解できない、既存の制度やサービスの利用が難しい、支援にあたって複数の機関の連携が必要といったケースが多かった。その他は、支援にあたって複数の市町村の連携が必要、相談者の出身国の制度についての知識が必要、といったケースもあった。
- ・ フィリピン人からの相談は、ドメスティック・バイオレンスなど女性に多くみられる問題がほとんどを占めた。
- ・ ブラジル人からの相談は、専門機関や市町村のみでは解決できない、生活困窮やドメスティック・バイオレンスによる被害者、障がい者を抱えた家族などのケースが多かった。2008（平成 20）年末以降は、不況のため失業し、住居と職を同時に失った相談が多かった。

ア 地区別

| 地区 | 人数 | 構成比 |
|-------|----|--------|
| 名古屋市内 | 32 | 48.5% |
| 尾張 | 11 | 16.7% |
| 海部 | 3 | 4.5% |
| 知多 | 3 | 4.5% |
| 西三河 | 11 | 16.5% |
| 東三河 | 4 | 6.1% |
| 不明 | 2 | 3.0% |
| 合計 | 66 | 100.0% |

イ 国籍別

| 国名 | 人数 |
|---------|----|
| フィリピン | 36 |
| ブラジル | 20 |
| ペルー | 5 |
| バングラデシュ | 2 |
| ブルンジ | 1 |
| 中国 | 1 |
| メキシコ | 1 |
| 合計 | 66 |

ウ 対応言語別

| 言語名 | 人数 |
|-------|----|
| 日本 | 44 |
| ポルトガル | 18 |
| スペイン | 2 |
| 中国 | 1 |
| 英語 | 1 |
| 合計 | 66 |

エ 分野別（次頁参照）

| 相談内容 | 件数 |
|----------------|-----|
| 福祉 | 45 |
| 在留資格 | 21 |
| ドメスティック・バイオレンス | 21 |
| 医療 | 17 |
| 教育 | 4 |
| 労働 | 4 |
| その他 | 20 |
| 合計 | 132 |

分野別の具体的なケース例

多文化ソーシャルワーカーは、異なる分野の問題が複合的に絡んでいたり、一つの分野でも複数の問題のあるケースを支援している。

| 主な分野 | 内容 |
|----------------|--|
| 福祉 | 失業中であり、生活保護を申請したいが、障がいをもつ子どもがいるので、介助のためにも自家用車を手放したくない。 |
| | 別居中の夫は子どもの養育費をくれない。離婚したいが、本国法に基づくため、時間もお金もかかる。まだ離婚できていないので、児童扶養手当が受けられない他、家賃の負担を軽減することもできず生活が困窮している。 |
| | シングルマザーだが、次男の保育園が見つからず、仕事に行くため、長男に学校を休ませ、面倒をみさせている。 |
| | 解雇されて住居を失い、路上で生活している。所持金はあとわずか、ここ数日の間、食事もできない日が続いている。 |
| 在留資格 | 在留特別許可を申請中だが、就労が禁止されているため、生活が困窮している。健康保険にも入れず、病気の子どもの治療を受けられない。 |
| | 臨月で不法滞在状態であり、内縁の夫は家を出て行方が分からない。 |
| ドメスティック・バイオレンス | 暴力をふるう夫から逃れようと家を出たが、子どもも精神的にダメージを受けている。在留資格がなく、子どもは無国籍の状態である。 |
| | 施設に入所中だが、文化と言葉の違いから生活に慣れず、憔悴している。施設から出た後、自立して生活していくことができるか不安である。母国の制度に基づく離婚の手続きについても知りたい。 |
| 医療 | 夫が病気で治療が必要だが、医療制度が母国と異なり戸惑っている。夫が働けないため生活が困窮しており、子どもが学校へ通えなくなった。 |
| | 入院している女性を本国で治療させるため、帰国させたい。帰国費用も治療費用もない。 |
| 教育 | 子どもの知的な発達が遅れているかもしれない。より適切な教育を受けさせるにはどうしたらよいか。 |
| 労働 | 労災事故によるケガで後遺症が残ったが、不自由な身体でできる仕事になかなか見つからないため、生活が困窮している。 |

3 多文化ソーシャルワーカーの養成・支援について

(1) 多文化ソーシャルワーカー養成講座

ア 多文化ソーシャルワーカー養成検討委員会

文化的・民族的な背景が異なる人たちへの支援を行う人材を「多文化ソーシャルワーカー」として養成し、外国人県民の生活環境整備を図るため、愛知県は2006（平成18）年5月に「多文化ソーシャルワーカー養成検討委員会」を設置して養成講座のカリキュラム等を検討した。

検討委員会では、在住外国人の支援に必要な知識・技術等を効率よく身につけるため、講座の構成を知識8講座、技術8講座、その他ワークショップ、フィールドワーク等5講座の21講座としたほか、受講対象者、受講者数などを決定した。

| 多文化ソーシャルワーカー養成検討委員（所属・職名等は開催時） | |
|--------------------------------|--|
| 学識者 | 石河久美子（日本福祉大学社会福祉学部助教授）＜座長＞ ブイ・チ・トルン（愛知淑徳大学文化創造学部教授） |
| ソーシャルワーク経験者 | 天野博之（トヨタ記念病院医療社会福祉相談室長） 石原バージ（フィリピン人移住者センター（FMC）代表） 築樋博子（豊橋市教育委員会外国人児童生徒教育相談員） |
| 行政 | 前田善明（愛知県健康福祉部児童家庭課主査） 甲村洋子（愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室室長補佐） |
| 地域国際交流協会 | 久保浩美（財団法人豊田市国際交流協会職員） 本庄俊和（財団法人愛知県国際交流協会交流課主査） |

イ 2008（平成20）年度「多文化ソーシャルワーカー養成講座」概要

| | |
|---------|--|
| 実施日時・場所 | 平成20年11月5日(水)から平成20年12月17日(水)までの 毎週水曜日 午前10時から午後5時15分 あいち国際プラザ2階 研修室1 |
| 受講料 | 無 料 |
| 受講資格 | 本講座修了後に愛知県内において在住外国人に対するソーシャルワーク活動を継続する意志を有し、かつ次のいずれかの条件を満たす者 ①外国人相談業務に従事した経験を有する者 ②ソーシャルワーク活動(対象は日本人でも可)に従事した経験を有する者 ③外国人の子どもの教育に係わる業務に従事した経験を有する者 |
| 申込条件 | 全期間受講できること |
| 選考方法 | 受講申込書による書類選考 |
| 受講者 | 18名(募集定員15名) |

ウ 2008（平成 20）年度 多文化ソーシャルワーカー養成講座 時間割

| | 1 時限 10:00～12:00 | 2 時限 13:00～15:00 | 3 時限 15:15～17:15 |
|----------------------------|---|---|---|
| 平成 20 年 11 月 5 日 (水) | (9:45～ 開講式) 愛知県における多文化共 生の現状 講師:甲村洋子 (愛知県地域振興部 多文化共生推進室主幹) | 多文化ソーシャルワーク概 論 講師:石河久美子 (日本福祉大学社会福祉学 部社会福祉学科教授) | ソーシャルワークの価値・ 倫理 講師:石河久美子 |
| 11 月 12 日 (水) | 外国人の出入国管理と外 国人登録、法制度 講師:田房義勝 (名古屋入国管理局 渉外調整官) | 社会保障・情報提供 講師:北村広美 (多文化共生センター・ ひょうご代表) | 活動状況共有ワークショッ プ 講師:平成 19 年度多文化 ソーシャルワーカー養成 講座修了生 |
| 11 月 19 日 (水) | 対人援助技法・面接技法1 講師:鶴田光子 (静岡英和学院大学 人間社会学部地域福祉 学科教授) | 対人援助技法・面接技法2 講師:鶴田光子 | 外国人労働者及び研修・ 技能実習生の現状と課題 講師:井口泰 (関西学院大学経済学部 教授) |
| 11 月 26 日 (水) | 保健・医療に関する制度と 運用 講師:水谷聖子 (外国人医療センター 理事、日本赤十字豊田看 護大学看護学部看護学科 准教授) | ソーシャルワークのプロセス 1 講師:石河久美子 | ソーシャルワークのプロセ ス2 講師:石河久美子 |
| 12 月 3 日 (水) | ドメスティック・バイオレンス および支援 講師:青山美智恵 (愛知県女性相談センター 主任専門員兼主査) | フィールドワーク (IPAA 外国人入管手続研究会、 FMC フィリピン人移住者センター) | |
| 12 月 10 日 (水) | 児童虐待及び子育て支援 講師:板倉賛事 (愛知県中央児童・障害者 相談センター課長補佐) | 子どもの教育 講師:築樋博子 (豊橋市教育委員会外国人 児童生徒教育相談員) | 事例検討1 講師:石河久美子 築樋博子 |
| 12 月 17 日 (水) | 外国人のメンタルヘルス 講師:岡田和史 (金城学院大学 人間科学部心理学科教 授) | 事例検討2 講師:石河久美子 (財)愛知県国際交流 協会多文化ソーシャル ワーカー | 15:15～17:00 振り返り 講師:石河久美子 (17:00～ 閉講式) |

エ 所属別修了者数（2006（平成18）～2008（平成20）年度）

| 所属 | 人数 | 割合 |
|-------------|----|--------|
| 県・市町村国際交流協会 | 20 | 37.0% |
| 教育機関 | 8 | 14.8% |
| NPO | 7 | 13.0% |
| 市町村 | 6 | 11.1% |
| 医療機関 | 4 | 7.4% |
| 社会福祉機関 | 3 | 5.6% |
| その他 | 6 | 11.1% |
| 合計 | 54 | 100.0% |

（2）フォローアップ研修会等

多文化ソーシャルワーカー養成講座修了者を対象に、ソーシャルワーク技法等のスキルアップ、修了者間の情報共有やネットワークづくりなどを目的として、修了者の近況報告、事例検討などを行う「フォローアップ研修会」等を開催している。

参考 愛知県内の外国人の状況について

愛知県には、2008（平成 20）年 12 月末現在、約 22 万人の外国人県民が暮らしている。これは東京都に次いで全国第 2 位の数値である。また、総人口に占める外国人の割合も、3.09%と全国平均 1.74%を大きく上回り、全国第 2 位となっている。

1 国籍別外国人登録者数の推移

（単位：人）

| 年 | 1988 年 昭和 63 年 | 1990 年 平成 2 年 | 1993 年 平成 5 年 | 1998 年 平成 10 年 | 2003 年 平成 15 年 | 2008 年 平成 20 年 |
|-----------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 外国人登録者総数 | 62,967 | 79,161 | 104,882 | 124,919 | 167,270 | 228,432 |
| 総人口（千人） | 6,606 | 6,691 | 6,810 | 6,974 | 7,158 | 7,403 |
| 総人口に占める割合 | 0.95% | 1.18% | 1.54% | 1.79% | 2.34% | 3.09% |
| ブラジル | 248 | 10,764 | 27,506 | 40,873 | 57,336 | 79,156 |
| 韓国・朝鮮 | 55,396 | 55,403 | 54,206 | 49,264 | 45,006 | 41,598 |
| 中国 | 3,219 | 5,489 | 9,135 | 12,967 | 23,143 | 46,167 |
| フィリピン | 1,208 | 2,274 | 4,279 | 7,283 | 17,197 | 25,829 |
| ペルー | 15 | 1,028 | 3,366 | 4,218 | 6,384 | 8,542 |
| その他 | 2,881 | 4,203 | 6,390 | 10,314 | 18,204 | 27,140 |

出典：法務省「在留外国人統計」（各年 12 月 31 日現在、総人口のみ各年 10 月 1 日現在）

2 在留資格別外国人登録者数の推移

（単位：人）

| 年 | 2004 年 平成 16 年 | 2005 年 平成 17 年 | 2006 年 平成 18 年 | 2007 年 平成 19 年 | 2008 年 平成 20 年 |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 外国人登録者総数 | 179,742 | 194,648 | 208,514 | 222,184 | 228,432 |
| 留学 | 6,733 | 6,407 | 6,753 | 6,779 | 7,034 |
| 研修 | 3,614 | 4,632 | 7,158 | 8,969 | 9,404 |
| 特定活動 | 4,036 | 6,916 | 8,525 | 10,640 | 12,755 |
| 永住者 | 34,708 | 41,581 | 48,842 | 56,013 | 64,036 |
| 日本人の配偶者等 | 23,994 | 25,031 | 25,535 | 25,687 | 23,584 |
| 定住者 | 39,161 | 44,127 | 46,373 | 48,157 | 45,003 |
| 特別永住者 | 38,437 | 37,382 | 36,686 | 35,768 | 34,981 |

出典：法務省「在留外国人統計」（各年 12 月 31 日現在）

3 国籍別在留資格別外国人登録者数

(単位：人)

| | 永住者 | 特別 永住者 | 日本人の 配偶者等 | 定住者 | 特定 活動 | その他 | 総数 |
|-------|--------|-----------|--------------|--------|----------|--------|---------|
| ブラジル | 33,704 | 6 | 10,583 | 33,384 | 30 | 1,449 | 79,156 |
| 韓国・朝鮮 | 2,572 | 34,840 | 862 | 267 | 104 | 2,953 | 41,598 |
| 中国 | 9,806 | 69 | 3,070 | 1,550 | 8,042 | 23,630 | 46,167 |
| その他 | 17,954 | 66 | 9,069 | 9,802 | 4,579 | 20,041 | 61,511 |
| 愛知県総数 | 64,036 | 34,981 | 23,584 | 45,003 | 12,755 | 48,073 | 228,432 |

出典：法務省「在留外国人統計」（2008（平成20）年12月末現在）

4 年代別国籍別外国人登録者数

(単位：人)

| | ブラジル | 中国 | 韓国・朝鮮 | その他 | 計 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 全体 | 79,156 | 46,167 | 41,598 | 60,857 | 228,432 |
| 年少人口 0～14歳 | 14,626 | 2,962 | 2,939 | 20,217 | 27,584 |
| 生産年齢人口 15～64歳 | 63,671 | 42,814 | 30,184 | 53,991 | 190,660 |
| 老年人口 65歳以上 | 859 | 391 | 8,475 | 463 | 10,188 |

出典：法務省「在留外国人統計」（2008（平成20）年12月末現在）

<資料1>

1 多文化ソーシャルワーカー支援計画書及び記載例

多文化ソーシャルワーカー支援計画書

支援計画作成者：_____

*支援計画作成日：平成 年 月 日

*ケース NO.：_____

*氏 名：_____

*国 籍：_____

| 支援番号 | 支援内容 | 支援開始日 | 支援終了日 |
|------|------|-------|-------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

*支援計画を変更した場合の支援番号は、変更前の支援番号に枝番号を付したものとする。また、変更前の支援内容に二重線を付すものとする。

記載例

多文化ソーシャルワーカー支援計画書

支援計画作成者：愛知 太郎

*支援計画作成日：平成20年1月5日

*ケース NO.：142

*氏 名：フラーノ デ タール

*国 籍：ブラジル

| 支援番号 | 支 援 内 容 | 支援開始日 | 支援終了日 |
|------|--------------------------|---------|---------|
| 1 | 生活保護費受給の可能性の調査、生活保護申請補助 | 20.1.7 | 支援変更 |
| 2 | 入居可能な公営住宅の調査、入居に向けた手続き補助 | 20.1.13 | 20.1.25 |
| 3 | 子供の小学校就学支援 | 20.2.1 | |
| 1-1 | 生活保護以外の支援策の調査 | 20.2.20 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

*支援計画を変更した場合の支援番号は、変更前の支援番号に枝番号を付したものとする。また、変更前の支援内容に二重線を付すものとする。

<資料2>

2 多文化ソーシャルワーカーケース報告書

| 多文化ソーシャルワーカーケース報告書 | | | | |
|--------------------|-----------|---------|-------------|--|
| 受付年月日 | 年 月 日 () | ケース No. | | |
| 担 当 者 | | | | |
| 氏名 | | | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | 歳 | 性別 | |
| 国籍 | | 在留資格 | (~ . . .) | |
| 現住所 | | | | |
| 外国人登録地 | | | | |
| 電話番号 | | 家族構成 | | |
| 日本語能力 | | | | |
| 通訳 | 有・無 (語) | | | |
| 来談経路 | | | | |
| 関係機関・団体 | | | | |
| その他 | | | | |
| ケースの概要 | | | | |
| | | | | |
| 対応 | | | | |
| | | | | |

| 経 過 | |
|------------|--|
| 月 日 () | |

多文化ソーシャルワーカーガイドブック
2010（平成 22）年 2 月発行

愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

TEL 052-954-6138

FAX 052-951-2590

ホームページ : <http://www.pref.aichi.jp/kokusai/tabunka.html>